

## 第4章

---

### 参考資料

～ 知っておきたい役立ち情報～





法的な手続きを確認したい!

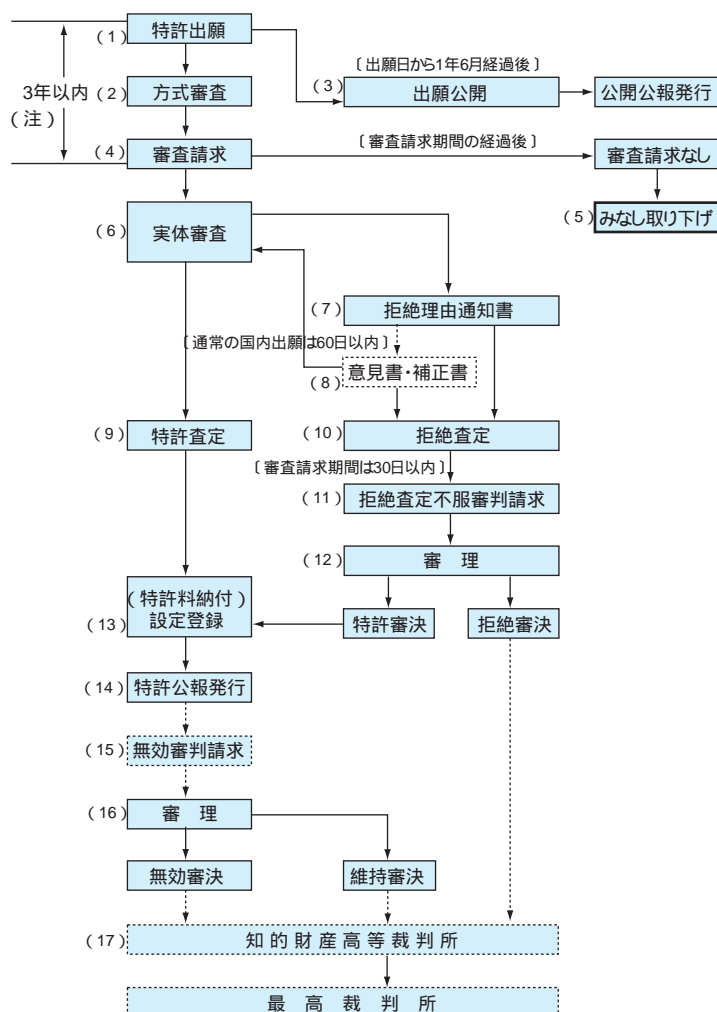
### (1)特許権を取るための手続き

特許権を取得するためには、特許庁に出願し、必要な要件を満たしているか審査を受ける必要があります。

特許庁では、全国の出願を一ヶ所に集めて審査しており、出願から特許権を付与するまでには、その内容により出願人とのやりとりを行うなど、慎重な手続きを進めています。

以下に、特許権を取るまでの手順をフロー図で示します。

特許権を取るための手順



### 特許権を取るための手続きフロー図の解説

#### (1) 出願

いかに優れた発明であっても、特許出願しなければ特許権を取得することはできません。出願するには、法令で規定された所定の書類( [http://www.jpo.go.jp/toiawase/toiawase\\_list.htm](http://www.jpo.go.jp/toiawase/toiawase_list.htm) )を特許庁に提出する必要があります。

なお、我が国では、同じ発明であっても先に出願された発明のみが特許となる先願主義を採用していますので、発明をしたら早急に出願すべきでしょう。また、特許出願以前に発明を公表することはできるだけ避けることが賢明です。

#### (2) 方式審査

特許庁に提出された出願書類は、所定の書式通りであるかどうかのチェックを受けます。書類が整っていない、必要項目が記載されていない等の場合は、補正命令が発せられます。

#### (3) 出願公開

出願された日から1年6月経過すると、発明の内容が公開公報によって公開されます。

#### (4) 審査請求

特許出願されたものは、全てが審査されるわけではなく、出願人又は第三者が審査請求料を払って出願審査の請求があったものだけが審査されます。

審査請求は、出願から3年以内(注)であれば、いつでも誰でもすることができます。

#### (5) みなし取り下げ(審査請求期間内に審査請求なし)

出願から3年以内に審査請求のない出願は、取り下げられたものとみなされます。以後権利化することはできませんのでご注意ください。

#### (6) 実体審査

審査は、特許庁の審査官によって行われます。

審査官は、出願された発明が特許されるべきものか否かを判断します。

審査においては、まず、法律で規定された要件を満たしているか否か、すなわち、拒絶理由がないかどうかを調べます。

主な要件としては以下のものがあります。

- 1 自然法則を利用した技術思想か
- 2 産業上利用できるか
- 3 出願前にその技術思想はなかったか
- 4 いわゆる当業者(その技術分野のことを理解している人)が容易に発明をすることができたものでないか
- 5 他人よりも早く出願したか
- 6 公序良俗に違反していないか
- 7 明細書の記載は規程どおりか

#### (7) 拒絶理由通知

審査官が拒絶の理由を発見した場合は、それを出願人に知らせるために拒絶理由通知書を送付します。

#### (8) 意見書・補正書

出願人は、拒絶理由通知書により示された従来技術とはこのような点で相違するという反論を意見書として提出したり、特許請求の範囲や明細書等を補正することにより拒絶理由が解消される場合には、その旨の補正書を提出する機会が与えられます。

## (9) 特許査定

審査の結果、審査官が拒絶理由を発見しなかった場合は、特許すべき旨の査定を行います。  
また、意見書や補正書によって拒絶理由が解消した場合にも特許査定となります。

## (10) 拒絶査定

意見書や補正書をもみても拒絶理由が解消されておらず、やはり特許できないと審査官が判断したときは、拒絶をすべき旨の査定を行います。

## (11) 拒絶査定不服審判請求

拒絶査定に不服があるときは、拒絶査定不服審判を請求することができます。

## (12) 審理

拒絶査定不服審判の審理は、三人または五人の審判官の合議体によって行われます。

審判官の合議体による決定を審決といいます。

審理の結果、拒絶理由が解消したと判断される場合には特許審決を行い、拒絶理由が解消せず特許できないと判断される場合には、拒絶審決を行います。

## (13) 設定登録(特許料納付)

特許査定がされた出願については、出願人が特許料を納めれば、特許原簿に登録され特許権が発生します。

ここではじめて、特許第何号という番号がつくことになります。

特許権の設定登録後、特許証書が出願人に送られます。

## (14) 特許公報発行

設定登録され発生した特許権は、その内容が特許公報に掲載されます。

## (15) 無効審判請求

特許権が設定登録された後でも無効理由がある場合、何人も無効審判を請求することができます。

## (16) 審理

無効審判請求の審理は、三人または五人の審判官の合議体によって行われます。

審理の結果、特許に無効理由がないと判断された場合は、特許の維持の審決が行われ  
ます。

一方、特許に無効理由があると判断された場合は、特許無効の審決が行われます。

## (17) 知的財産高等裁判所

拒絶査定不服審判の拒絶審決に対して不服がある出願人、特許無効審判の審決に対  
して不服がある当事者は、知的財産高等裁判所に出訴することができます。

(注)・平成13年10月1日以降の特許出願から適用されます。

・平成13年9月30日以前の特許出願については、従来どおり出願の日から7年の審査請  
求期間が適用されます。

・詳しくは、出願審査請求期間の改正のお知らせ

([http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_tokkyo/shutsugan/1308-045.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/1308-045.htm) をご覧ください)。

(出所)特許庁ホームページより

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/t\\_gaiyou/tokkyo1.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/t_gaiyou/tokkyo1.htm)

## (2) 実用新案権を取るための手続き

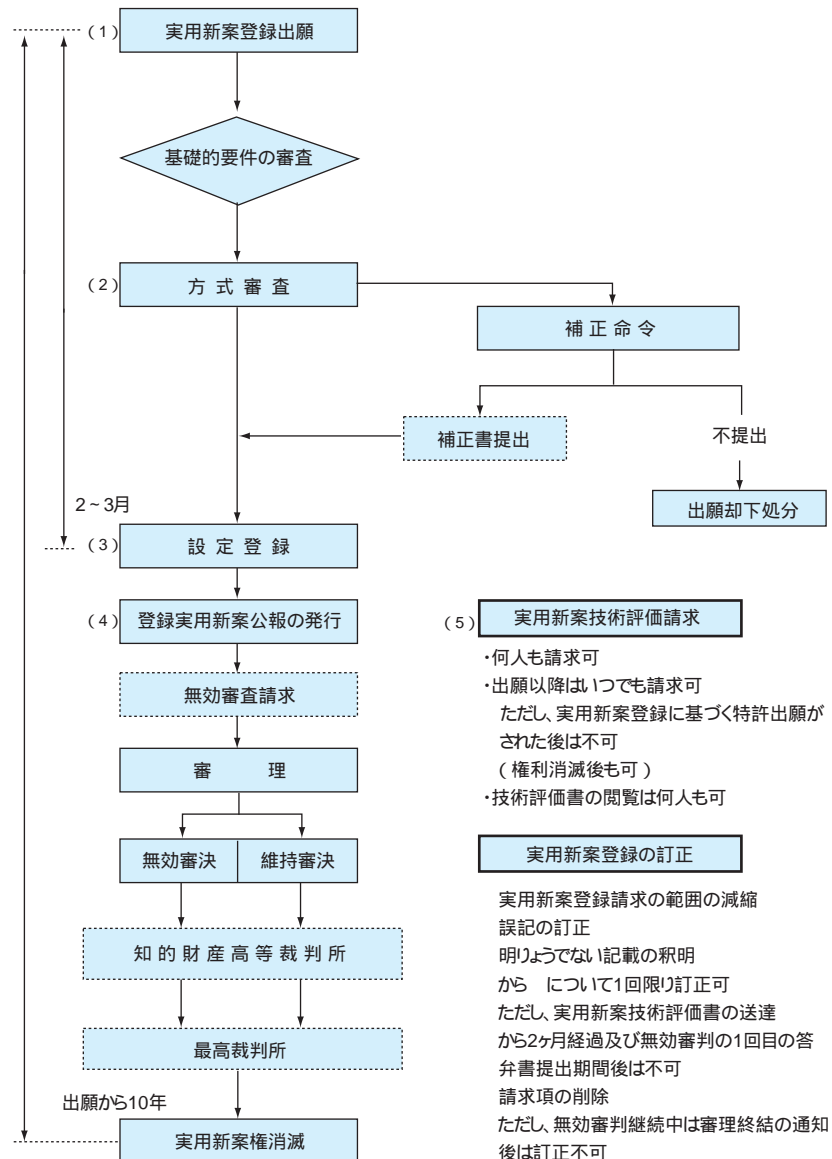
近年における技術革新の進展及び加速化を背景として、実用新案登録出願には、出願後極めて早期に実施が開始されるものが多く、また、製品のライフサイクルも短縮化する傾向にあり、このような技術に対する早期権利保護を求めるニーズが顕著となっています。

このような早期権利保護のニーズに対応するため、新規性、進歩性等の実体審査を行わず、登録を受けるために必要とされる一定の要件(基礎的要件といえます)を満たしていることのみを判断して権利付与を行うという、早期登録制度を採用する改正が行われました(平成6年1月1日施行)。

また、平成16年には実用新案登録制度の見直しを行い、実用新案権の存続期間が出願から10年に延長されました(平成17年4月1日施行)。

以下に、出願から登録までの流れをフロー図で示します。

実用新案権を取るための手続



### 実用新案権を取るための手続きフロー図の解説

#### (1) 出願

特許出願については、図面の添付は必ずしも必要ではありませんが、実用新案登録出願にあつては、全ての出願について必要です。

出願するには法令で規程された所定の書類( [http://www.jpo.go.jp/toiawase/toiawase\\_list.htm](http://www.jpo.go.jp/toiawase/toiawase_list.htm) )を特許庁へ提出する必要があります。

また、出願時に第1年から第3年分の登録料を納付する必要があります。

#### (2) 審査

特許出願の場合のように出願審査請求制度はありません。

また、実体審査(新規性、進歩性等)を経ることなく、従来の方式審査に加え、以下にあける基礎的要件のみが審査されます。

1. 物品の形状、構造又は組合わせに係る考案であること
2. 公序良俗に反しないこと
3. 請求項の記載様式及び出願の単一性を満たしていること
4. 明細書若しくは図面に必要な事項が記載されており、その記載が著しく不明確でないこと

なお、方式上の要件又は基礎的要件を満たしていない場合は、補正命令が出され、これに対する応答がない場合には、その出願に係る手続は却下となります。

#### (3) 設定登録

方式上の要件及び基礎的要件を満たした出願は、実体審査を経ずに実用新案権の設定登録がなされます。

ただし、既に述べましたように、第1年から第3年分の登録料を出願と同時に納付しておく必要があります。

#### (4) 実用新案公報発行

実用新案権の設定登録があったときは、その考案の内容を公報に掲載して発行し、ここではじめて公開されることとなります。

#### (5) 技術評価書の請求

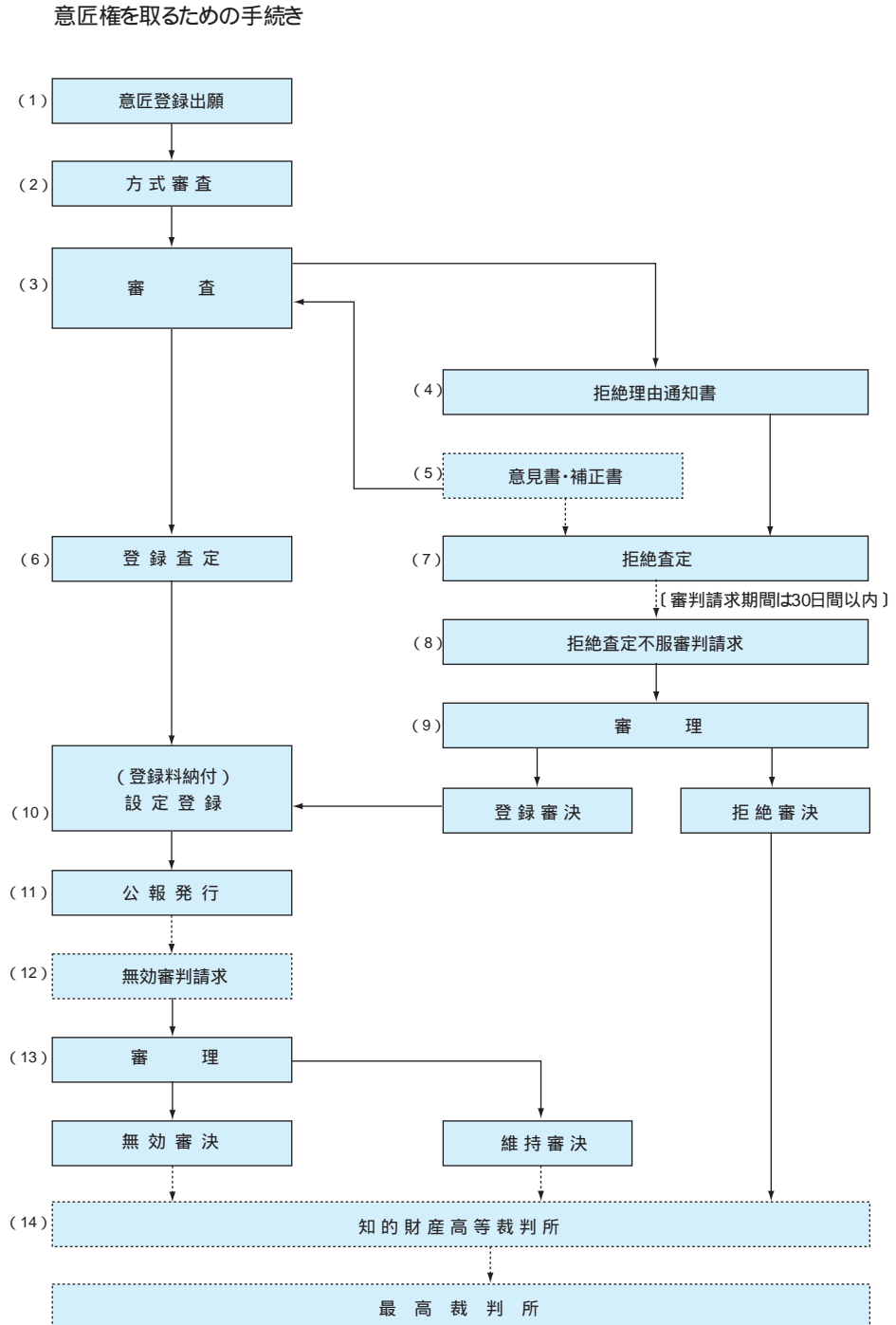
実用新案技術評価書は、設定登録された登録実用新案の権利の有効性についての客観的な判断材料となるものであって、審査官が先行技術文献の調査を行って作成するものであり、出願後はいつでも、誰でも請求することができます。

なお、実用新案権は実体審査を経ずに登録される権利であるため、出願に当たっては、十分に先行技術の調査を行い、その結果を踏まえた上で出願を行うか否かを決定することが重要です。

(出所)特許庁ホームページより[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_gaiyou/jituyo.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_gaiyou/jituyo.htm)

### (3) 意匠権を取るための手続き

以下に、意匠権を取るまでの手続きをフロー図で示します。



### 意匠権を取るための手続きフロー図の解説

#### (1)出願

意匠権を取得するためには、法律で定められた所定の様式

( [http://www.jpo.go.jp/toiawase/toiawase\\_list.htm#ishou](http://www.jpo.go.jp/toiawase/toiawase_list.htm#ishou) )で創作の内容を記載した書類を提出する必要があります。

#### (2)方式審査

特許庁に提出された出願書類は、所定の書式通りであるかどうかのチェックを受けます。

書類が整っていない、必要項目が記載されていない等の場合は、補正命令が発せられます。

#### (3)実体審査

(方式審査に対して実体審査と呼ばれます)

意匠登録を受けるためには、所定の要件を満たす必要があります。そのための要件を審査官が審査します。

内容的な要件としては、以下のものがあります。

1. 意匠(物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通して美感を起こさせるもの)であること
2. その意匠が工業上利用できるものであること
3. その意匠がこれまでにない新規なものであること
4. その意匠が容易に創作できたものでないこと

これ以外にも、公序良俗に違反しないこと等いくつかの要件があります。

これらの要件を満たしていないと審査官が判断した場合には、拒絶理由通知書を送付します。

#### (4)拒絶理由通知

審査官が拒絶の理由を発見した場合は、それを出願人に知らせるために拒絶理由通知書を送付します。

#### (5)意見書・補正書

拒絶理由の通知書に対しては、意見書等を提出することができます。

#### (6)登録査定

上記の要件を満たしていると審査官が判断した場合には、登録をすべき旨の査定がされます。

また、意見書や補正書によって拒絶理由が解消した場合にも特許査定となります。

#### (7)拒絶査定

意見書や補正書をみても拒絶理由が解消されておらず、やはり登録できないと審査官が判断したときは、拒絶すべき旨の査定を行います。

#### (8)拒絶査定不服審判請求

審査官の拒絶査定の判断に対して不服がある場合には、拒絶査定不服の審判請求をすることができます。

#### (9)審理

拒絶査定不服審判の審理は、三人または五人の審判官の合議体によって行われます。

審判官の合議体による決定を審決といいます。

審理の結果、拒絶理由が解消したと判断される場合には登録審決を行い、拒絶理由が解消せず登録できないと判断される場合には、拒絶審決を行います。

## (10) 設定登録(登録料納付)

登録査定がされた出願については、出願人が登録料を納めれば、意匠登録原簿に登録され、意匠権が発生します。

意匠権の設定登録後、意匠登録証書が出願人に送られます。

## (11) 意匠公報発行

意匠権が設定されたことを一般に知らせるために権利内容を記載した意匠公報が発行されます。

## (12) 無効審判請求

意匠権が設定登録された後でも無効理由がある場合、何人も無効審判を請求することができます。

## (13) 審理

無効審判請求の審理は、三人または五人の審判官の合議体によって行われます。

審判官の合議体による決定を審決といいます。

審理の結果、登録に無効理由がないと判断された場合は、登録維持の審決が行われます。

一方、登録に無効理由があると判断された場合は、登録無効の審決が行われます。

## (14) 知的財産高等裁判所

拒絶査定不服審判の拒絶審決に対して不服がある出願人、特許無効審判の審決に対して不服がある当事者は、知的財産高等裁判所に出訴することができます。

(出所) 特許庁ホームページより [http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_gaiyou/ishou.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_gaiyou/ishou.htm)

## (4) 商標権を取るための手続き

商標とは

商品又は役務(サービス)の取引において製造業者・販売業者又は役務業者が、自己の提供する商品又は役務と他人の同種の商品又は役務とを識別するために、自己の提供する商品又は役務について使用をする標識です。

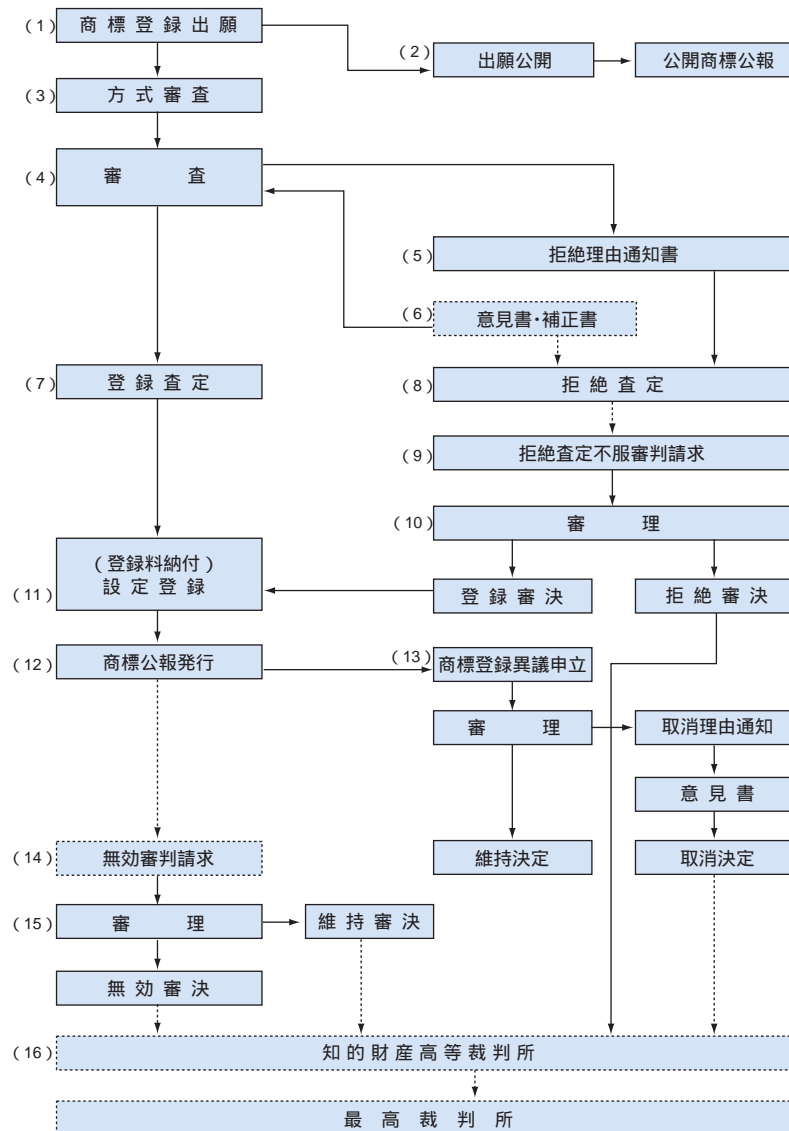
商標登録をした場合の効果

全国的に効力が及ぶ商標権が付与され、権利者は誰からも排除されることなく、指定商品又は指定役務について登録商標を独占的に使用することができます。

他人が登録商標と同一又は類似の範囲内で登録商標の使用等の行為をすると権利侵害となり、侵害者に対して侵害行為の差止め、損害賠償等の請求をすることができます。

以下に、商標権を取るまでの手続をフロー図で示します。

商標登録を取るための手続



### 商標権を取るための手続きフロー図の解説

- (1) 出願  
商標権を取得するためには、法令で規程された所定の書類  
([http://www.jpo.go.jp/toiawase/toiawase\\_list.htm#shouhyo](http://www.jpo.go.jp/toiawase/toiawase_list.htm#shouhyo)) を特許庁に提出する必要があります。
- (2) 出願公開  
商標登録出願があったときは、出願の内容が公開商標公報で公開されます。
- (3) 方式審査  
特許庁に提出された出願書類は、所定の書式通りであるかどうかのチェックを受けます。  
書類が整っていない、必要項目が記載されていない等の場合は、補正命令が発せられます。
- (4) 実体審査  
特許庁の審査官が、出願された商標が登録されるべき要件を満たしているか否かの審査を行います。  
以下の商標は、登録の要件を満たさないものとして拒絶されます。
  - 1) 自己の商品・役務と他人の商品役務とを識別することができないもの
  - 2) 公益上の理由や私益保護の見地から商標登録を受けることができないもの
- (5) 拒絶理由通知  
登録の要件を満たさないものは拒絶の理由が通知されます。
- (6) 意見書  
拒絶理由の通知書に対しては、意見書等を提出することができます。
- (7) 登録査定  
審査の結果、審査官が拒絶理由を発見しなかった場合は、登録すべき旨の査定がされます。  
また、意見書や補正書によって拒絶理由が解消した場合には登録査定となります。
- (8) 拒絶査定  
意見書や補正書をもみても拒絶理由が解消されておらず、やはり登録できないと審査官が判断したときは、拒絶すべき旨の査定を行います。
- (9) 拒絶査定不服審判請求  
審査官の拒絶査定の判断に不服があるときは、拒絶査定不服の審判請求をすることができます。
- (10) 審理  
拒絶査定不服審判の審理は、三人または五人の審判官の合議体によって行われます。  
審判官の合議体による決定を審決といえます。  
審理の結果、拒絶理由が解消したと判断される場合には登録審決を行い、拒絶理由が解消せず登録できないと判断される場合には、拒絶審決を行います。
- (11) 設定登録(登録料納付)  
登録査定がされた出願については、出願人が登録料を納めれば、商標登録原簿に登録され、商標権が発生します。  
商標権の設定登録後、商標登録証書が出願人に送られます。
- (12) 商標公報発行  
設定登録され発生した商標権は、その内容が商標公報に掲載されます。

## (13) 登録異議申立

商標公報の発行日から2月間は、何人も特許庁長官に対して登録異議の申立てをすることができます。

## (14) 無効審判請求・取消審判請求

商標権が設定登録された後でも無効理由がある場合、利害関係人は無効審判を請求することができます。

また、登録後3年以上継続して使用しない場合、何人も取消審判を請求することができます。

## (15) 審理

無効審判請求・取消審判請求の審理は、三人または五人の審判官の合議体によって行われます。

審理の結果、無効理由がないと判断された場合は、登録維持の審決を行い、無効理由があると判断された場合には、登録無効の審決が行われます。

取消審判を請求されると権利者は使用していることを証明することができない場合には登録取消の審決が行われ、商標権は取り消されます。

## (16) 知的財産高等裁判所

拒絶査定不服審判の拒絶審決に対して不服がある出願人、商標無効審判の審決・取消審判の審決に対して不服がある当事者は、知的財産高等裁判所に出訴することができます。

(出所)特許庁ホームページより

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/t\\_gaiyou/shouhyo.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/t_gaiyou/shouhyo.htm)



便利でお得な支援策を知りたい!

### (1) 専門家の講師派遣

知的財産に関する知識習得等の目的で、皆様の地域や団体、中小企業、大学内において知的財産に関する講演、研修、相談会等を行いたいときには、関東経済産業局特許室にご相談下さい。講師、相談員として知的財産に関する専門家(産業財産権専門官または弁護士)を無料で派遣します。なお、ご相談の内容によっては派遣できない場合がありますのでご了承ください。

#### 【派遣分野】

特許・実用新案・意匠・商標の産業財産権制度に関する講演・研修等。

公的支援策の紹介

社内の職務発明制度構築(見直し)についての個別相談(自治体、公的支援機関が主催する相談会に限ります。)

社内のノウハウ保護に関連した先使用权制度活用についての個別相談(自治体、公的支援機関が主催する相談会に限ります。)

#### お問い合わせ先：

関東経済産業局 地域経済部 技術企画課 特許室

電話：048-600-0238

FAX：048-601-1287

### (2) 無料先行技術調査

特許権を取得するには、新規性(今までなかった技術であること)等が必要です。同じような先行技術が存在する場合、審査の段階で拒絶されてしまい特許権を取得することが出来ません。

そこで、特許出願後で審査請求前のもに限り、出願人の依頼に応じて、特許庁から委託を受けた民間調査事業者が無料で先行技術調査を行い、調査の結果を送付いたします。また、この制度を利用して審査請求を行った出願の特許率は通常よりも高くなっております。(約50%約67%)審査請求を行うかどうかの見極めに役立ちます。

対象者：中小企業、個人またはそれらの出願代理人(ただし、大企業の支配関係にない中小企業であること)。

手数料：不要

#### お問い合わせ等詳細:特許庁ホームページ

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/senkou\\_chousa.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/senkou_chousa.htm)

### (3) 早期審査制度

「出願したものを早く権利化したい!!」という場合には、早期審査の申請を提出することによって、他の出願よりも早く審査をしてもらうことができます。この早期審査制度は、特許・意匠・商標の出願で使える制度です。

手数料： 不要

#### 【特許の早期審査制度】

- ・「早期審査に関する事情説明書」は出願審査請求と同時又はそれ以降に提出します。
- ・対象となる出願： 出願人が中小企業、または個人  
出願人またはそれらから実施許諾を受けた者が、その発明を実施しているもの  
外国関連出願(日本国特許庁以外の特許庁または政府間機関へも出願している特許出願、または国際出願している特許出願であるもの。)  
出願人が大学、短期大学、高等専門学校、公的研究機関、承認もしくは認定を受けた技術移転機関(承認TLOまたは認定TLO)であるもの

#### 特許の早期審査についての詳細・お問い合わせ:特許庁ホームページ

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/souki/v3souki.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/v3souki.htm)

#### 【意匠の早期審査制度】

対象となる出願：

出願人自身又は出願人からその出願の意匠について実施許諾を受けた者(ライセンスー)が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願であって、以下のいずれかに該当し、権利化について緊急性を要するものであること。

- ）第三者が許諾なく、その出願の意匠もしくはその出願の意匠に類似する意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかな場合。
- ）その出願の意匠の実施行為(実施準備行為)について、第三者から警告を受けている場合。
- ）その出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている場合。

外国関連出願

#### 意匠の早期審査についての記載例・詳細・お問い合わせ:特許庁ホームページ

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/souki/isyou\\_soukisinri.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/isyou_soukisinri.htm)

**【商標の早期審査制度】**

対象となる出願：出願人自身又はライセンシーが出願商標を指定商品若しくは指定役務(一部の商品若しくは役務を含む。)に使用しているか、又は使用の準備を相当程度進めている出願であって、権利化について緊急性を要する出願。

権利化について緊急性を要する出願とは、以下のいずれかに該当するものとします。

第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人もしくはライセンシーの使用もしくは使用の準備に係る指定商品もしくはこれらに類似する商品若しくは役務について使用しているかまたは使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合。

出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合。

出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合。

出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁または政府間機関へも出願している場合。

その他、第三者との関係において権利化について緊急性があると認められる場合。

**商標の早期審査についての記載例・詳細・お問い合わせ:特許庁ホームページ**

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/souki/shkouhou.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/shkouhou.htm)

**(4)特許料・審査請求料の減免制度**

特許出願をした後、出願審査請求の際に納付する審査請求料と、特許料(第1年～第3年分)について、減免される制度があります。

対象者：研究開発型中小企業・個人事業主、事業協同組合等

審査請求料：半額軽減

特許料：半額軽減

**特許料・審査請求料の減免制度の詳細:特許庁ホームページ**

[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/6\\_kenkyu\\_kigyou.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/6_kenkyu_kigyou.htm)

手数料：不要

なお、特許料・審査請求料の減免制度が使えるかどうかを判定することができます。

判定ページ：[http://www.jpo.go.jp/cgi/zangenmen2/exempt\\_chk.cgi](http://www.jpo.go.jp/cgi/zangenmen2/exempt_chk.cgi)

**お問い合わせ先：**

関東経済産業局 地域経済部 技術企画課 特許室

電話：048-600-0239

FAX：048-601-1287



身近な地域の支援策を知りたい!

関東地域の各都県や政令指定都市、団体等で行っている知的財産に関する各種支援策等をご紹介します。**ただし、これらは平成19年度末時点の支援概要・支援予定です。**支援策の詳細や平成20年度以降の支援策については、各都県・市町村、団体等にお問い合わせください。

群馬県 産業経済部工業振興課（平成20年度）

事業名： R&Dサポート事業

実施機関： 群馬県産業経済部工業振興課ものづくり振興グループ

補助対象経費： 企画段階

市場調査、先行技術調査、軽易な試作、共同研究費、デザイン費等  
試作段階、政策課題遂行型

原材料費、機械装置・工具器具費、外注加工費、技術指導受入費、  
調査研究委託費（市場調査、工業所有権調査、共同研究費、デー  
タ試験費等）、特許出願費、その他の経費等

補助限度額： 新製品企画支援対策補助（企画段階）

1件あたり100万円まで（事業費全体の1/2以内）

新製品試作支援対策補助（試作段階）

1件あたり750万円まで（事業費全体の1/2以内）

政策課題遂行型実用化研究補助

1件あたり1,000万円まで（事業費全体の2/3以内）

募集予定期間： 企画段階

平成20年4月1日（火）から平成20年5月1日（木）まで

試作段階、政策課題遂行型

平成20年3月24日（月）から平成20年4月24日（木）まで

詳細はこちら

[http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=5047](http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=5047)

群馬県 産業経済部工業振興課（平成19年度支援実績）

事業名： 1社1技術

実施機関： 群馬県産業経済部工業振興課

対象： 新規の場合、県内に事業所を有する中小製造業者（みなし大企業、個人事

業主も含む)で、以下に記載する ~ のいずれかに該当する技術を有する企業。

特許を有する、または出願中の技術

特許は有していないが、特許と同等の技術(注)

他社の追隨を許さない独自の技術(注)

選定企業に対する支援 :

選定企業には「選定証」及び「副賞」を贈呈する他、各種支援措置があります。

- 1 県ホームページ等による、技術力の県内外へのPR。
- 2 展示会への共同出展、出展費用補助等の販路開拓支援。
- 3 中小企業パワーアップ資金への申請資格付与等の財政的支援。

詳細はこちら

[http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=15337](http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=15337)

#### 埼玉県 産業労働部金融課

事業名 : 産業創造資金、企業家育成資金等

実施機関 : 埼玉県産業労働部金融課

融資の対象 : 特許法等に基づく設定登録を受けた技術等をもって事業を開始する者  
知的財産権に係る技術を利用して事業を行う中小企業者・中小企業  
組合

融資限度額 : 設備 3 000万円 運転 1 500万円  
設備 1億円 運転 1億円

詳細はこちら

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A07/BJ00/kigyuu/gaiyou/gaiyou.htm>

#### 千葉県 商工労働部産業振興課産業企画室 (平成19年度支援実績)

事業名 : 海外特許出願支援事業

実施機関 : 千葉県商工労働部産業振興課産業企画室

県内中小・ベンチャー企業の国際競争力の向上及び経営基盤の強化を図るため、優れた技術を有し、かつ、それらを海外において広く活用しようとする中小・ベンチャー企業の海外特許出願について、出願に要する費用の一部を補助する「海外特許出願支援事業」を実施します。

応募受付期間 : 平成19年6月1日(金)~7月31日(火)

応募可能件数 : 1社につき1出願に限ります。

補助率及び補助上限額 : 補助率は、補助対象となる必要経費の1/2です。(補助上限額:150万円)

詳細はこちら

[http://www.pref.chiba.jp/syozoku/f\\_sanshin/kaigaitokkyo/bosyu.html](http://www.pref.chiba.jp/syozoku/f_sanshin/kaigaitokkyo/bosyu.html)

## 千葉県 商工労働部経営支援課金融支援室

事業名 : 挑戦資金

実施機関 : 千葉県商工労働部経営支援課金融支援室

融資の対象 : 中小企業者等であって、知的財産権を有し、知的財産を活かした事業を実施しようとするもの。

融資限度額 : 1中小企業者 1億円(設備・運転資金)

[詳細はこちら](#)

[http://www.pref.chiba.jp/syozoku/f\\_keishi/seidoyuusi/seidosikin5.html](http://www.pref.chiba.jp/syozoku/f_keishi/seidoyuusi/seidosikin5.html)

## 東京都 東京都知的財産総合センター

事業名 : 開発戦略策定支援助成事業

実施機関 : 東京都知的財産総合センター

助成対象経費 : 先行技術調査委託に要する経費

助成額 : 助成対象経費の2分の1以内 限度額100万円

申込受付期間 : 随時受付

[詳細はこちら](#)

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/3308.html>

## 東京都 東京都知的財産総合センター(平成20年度)

事業名 : 外国特許出願費用助成事業

実施機関 : 東京都知的財産総合センター

助成対象経費 : 外国特許出願費用、弁理士費用、翻訳料等

助成額 : 助成対象経費の2分の1以内 限度額300万円

申込受付期間 : 平成20年5月12日(月)~5月23日(金)

[詳細はこちら](#)

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/josei/3779.html>

## 東京都 産業労働局商工部創業支援課(平成19年度支援実績)

事業名 : 東京都ベンチャー技術大賞

実施機関 : 東京都産業労働局商工部創業支援課

対象 : 都内の創業・ベンチャー企業

表彰対象 : ものづくりの核(コア)となる技術の下、創業・ベンチャー企業が開発事業化した革新的な技術や製品で、次の各号に掲げるもの

1. 技術・製品の開発が終了しているもので、一次審査の終了時まで日本国内で販売または提供するもの
2. 商品化後5年を経過していないもの

[詳細はこちら](#)

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/venture/venture.html>

## 神奈川県 工業振興課工業技術班（平成20年度）

事業名： 神奈川県工業技術開発大賞  
 実施機関： 神奈川県工業振興課工業技術班

神奈川県と神奈川新聞社は、共催により昭和59年度から毎年度、技術開発の奨励と技術開発力の向上を図ることを目的に、県内の中堅・中小企業が開発した優れた工業製品・技術を表彰しています。

受賞企業への支援： 県内最大級の工業見本市である「テクニカルショウヨコハマ」への出展。（県が出展費用を負担）  
 受賞製品・技術を新聞紙上に紹介広告を掲載。  
 神奈川工業技術開発大賞のロゴマークを使用することができる。

詳細はこちら

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kogyo/taisyo/taisyo.html>

## 神奈川県 工業振興課工業技術班

事業名： かながわスタンダード  
 実施機関： 神奈川県工業振興課工業技術班  
 対象： 県内中小企業が開発した工業技術のうち、事業化、商品化に着手しているもの  
 （製品化したもの、特許を取得したものなど）で、事業化により今後3年以内におおむね年間5億円以上（製品の場合）の売上が見込めるもの。  
 優遇措置： 金融支援、技術支援、経営支援

詳細はこちら

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kogyo/standard/>

## 静岡県 静岡県国際経済振興会（平成19年度支援実績）

事業名： 海外市場開拓支援補助金  
 実施機関： 静岡県国際経済振興会

静岡県内の中小企業が海外市場や販路を開拓するために行う事業費の一部を補助します。海外で開催される見本市への出展に要する経費、海外向け販売促進媒体の作成に要する経費、海外の特許を取得するための出願に要する経費などが対象です。

補助率及び限度額： 対象経費の2分の1以内 限度額50万円  
 申込締切： 平成19年6月30日（土）

詳細はこちら（pdf）

<http://www.siba.or.jp/2007hojokin1.pdf>

## 高崎市 商工部産業課 産業創造館

- 事業名 : 特許取得補助金  
 実施機関 : 高崎市商工部産業課 産業創造館  
 補助対象 : 市内に主たる事業所を有する中小企業者で、製造業、情報通信業または次期産業3分野(環境、医療・福祉、バイオテクノロジー)の事業者若しくは群馬県の認定した「1社1技術」企業。  
 補助率及び限度額 : 特許出願及び出願審査請求にかかる必要経費の2分の1以内。限度額10万円。

詳細はこちら

<http://www.city.takasaki.gunma.jp/soshiki/sansoukan/annai/tokkyo.htm>

## 千葉市 (財)千葉市産業振興財団

- 事業名 : 特許取得支援事業  
 実施機関 : (財)千葉市産業振興財団  
 助成対象経費 : 特許出願手続に要する弁理士費用の一部を助成  
 助成額 : 上限21万円  
 申込受付期間 : 随時受付

詳細はこちら

[http://www.chibashi-sangyo.or.jp/contents/shien\\_info/tokkyo.html](http://www.chibashi-sangyo.or.jp/contents/shien_info/tokkyo.html)

## 三鷹市 生活環境部生活経済課 (平成19年度支援実績)

- 事業名 : 工業振興事業費補助金  
 実施機関 : 三鷹市生活環境部生活経済課  
 対象者 : 三鷹市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営む中小企業者または中小企業者で構成する団体が行う事業。  
 補助対象 : 新製品等の開発、販売促進のための調査・研究・企画事業  
 新製品・新技術の研究、開発のため、産学提携で行う研究事業等  
 特許など工業所有権の取得申請に係る事業  
 その他前3号に準ずる事業  
 補助金額 : 新製品の開発、新技術の研究、開発に係る事業  
 補助対象事業に要する経費の1/2以内で、1件150万円を限度とする。  
 特許など工業所有権取得申請に係る事業  
 補助対象事業に要する経費の1/2以内で、1件10万円を限度とする。

詳細はこちら

<http://www.city.mitaka.tokyo.jp/a002/p020/g06/d02000017.html>

## 横浜市 経済観光局経営・創業支援課（平成20年度）

- 事業名：横浜市知的財産活用助成金  
 実施機関：横浜市経済観光局経営・創業支援課  
 助成対象企業：中小企業基本法第二条に規定する中小企業および中堅企業で、次のいずれにも該当する企業。  
     横浜市に本社・事業所があるもの。  
     当該年度において、本助成金と同様な公的助成を受けていないこと。  
 助成対象事業：平成20年4月23日(水)から平成21年2月27日(金)の間に完了予定で、事業開始前に申請した次の事業とします。  
     知財経営戦略策定に係る支援  
     知財・技術・市場調査  
     知財技術評価  
     管理・運営体制整備  
 助成対象経費：市内に本社がある知財関係事業者に対し、上記業務を委託する経費とします。  
     消費税は補助対象外。

## 補助率及び助成限度額：

対象	助成率 ( )	1回当たりの 限度額	利用 限度	最大 助成額	申請条件
価値組認定企業	2/3	50万円	2回	100万円	申請時、横浜価値組企業に認定されていること。
価値組申請企業	1/2	30万円	2回	60万円	20年度の横浜価値組企業に申請済みであること。
上記以外の企業	1/2	30万円	1回	30万円	

- 受付期間及び申込み方法：平成20年4月23日(水)から平成21年1月30日(金)までに、所定の書類を横浜市経済観光局経営・創業支援課に郵送(書留)または持参で提出して下さい。  
 予算に達した時点で受付を終了させていただきます。

詳細はこちら

<http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/shien/tizai/jyosei.html>

## 横浜市 経済観光局経営・創業支援課（平成20年度）

- 事業名：横浜型知的財産戦略 知財活用評価・格付け希望企業募集  
 実施機関：(株)知財マネジメント支援機構(IPMAX)

本事業は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権などの知的財産を活かした経営に対する取組を評価し、企業の実力を「AAA(トリプルA)」から「C」までの7段階で格付けし、成長性・将来性が平均を超える「AAA」から「BBB(トリプルB)」までの4段階を「横浜価値組企業」に認定し、支援を行うものです。

「横浜価値組企業」に対する支援：金融支援、広報等の企業PR等。

受付期間：平成20年4月23日(水)から12月1日(月)までに、所定の書類を(株)知財マネジメント支援機構に郵送(書留)または持参により提出して下さい。

詳細はこちら

<http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/shien/tizai/kachigumi.html>

## 静岡市 経済局商工部地域産業課

事業名 : 新商品等開発事業補助金

実施機関 : 静岡市経済局商工部地域産業課

補助対象事業 : (1) 新しい技術や技法を利用した商品又は既存の技術・技法を応用した従来にない商品を開発する事業。  
(2) 自ら開発した製品・技術・意匠等について、特許に係る出願又は実用新案・意匠・商標(地域団体商標に限る。)に係る登録出願を行う事業。

詳細はこちら

[http://www.city.shizuoka.jp/deps/tiikisangyo/chiiki\\_shohin.html](http://www.city.shizuoka.jp/deps/tiikisangyo/chiiki_shohin.html)

## 富士市 商工農林部工業振興課

事業名 : PAT支援事業

実施機関 : 富士市商工農林部工業振興課

対象者 : 市内に本社または主たる事業所を有する中小企業  
事業協同組合などの中小企業団体  
商店街振興組合 など

補助対象 : 国内における特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願経費  
ただし、特許権については原則として出願と同時に  
出願審査の請求を行う場合に限る。

対象経費 : 出願料、弁理士手数料、先行技術調査費用、  
図面作成料、出願審査の請求料(特許権のみ)、  
登録料(実用新案のみ)

補助率及び補助限度額 : 対象経費の1/2以内、  
上限30万円

補助回数 : 一社あたり同一年度内に産業財産権ごと1回

申請時期 : 出願した日から30日以内

詳細はこちら

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/cityhall/syouko-b/kougyou/pat/pat.htm>

## 富士宮市 商工観光課(平成20年度)

事業名 : 富士宮市知的財産権取得事業費補助金

実施機関 : 富士宮市商工観光課

対象者 : 中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者  
中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体  
特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人

補助対象 : 特許権 実用新案権 意匠権 商標権  
知的財産権の国内における取得に係る事業とし、同一会計年度において  
1対象者あたり対象事業毎1回とする。

補助対象経費 : 出願に係る経費の1/2以内とし、下記金額を限度とする。  
 特許 20万円 実用新案 10万円  
 意匠 10万円 商標 10万円  
 ただし、各補助対象事業の補助合計額は30万円を超えないものとする。

申請期間 : 平成20年4月1日～平成21年3月末日

詳細はこちら :

<http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/shoko/fujinomiyaachizai/newpage56.htm>

#### 日本弁理士会

事業名 : 特許出願等援助制度

実施機関 : 日本弁理士会

特許出願等援助制度は、 手続費用融資制度、 手続費用給付制度の二つ。

手続費用融資制度 : 実施予定の優れた発明があるにも拘わらず、経済的な事情によって弁理士に出願手続を依頼できないときに、弁理士の手によって特許出願できるように支援するもので、必要とされる費用の全部または一部を当会が無担保無利子で立て替える制度。

手続費用給付制度 : せっかく有用な発明をしても、発明者の経済的な事情によって弁理士に特許出願の依頼ができず、結局世の中に活用されずに埋もれてしまうのを防ぐため支援するもので、必要とされる費用の全部または一部を当会が負担する制度です。

詳細はこちら

<http://www.jpaa.or.jp/affiliation/center/center7.html>

#### 独立行政法人科学技術振興機構

事業名 : 産学連携・技術移転事業(特許化支援)

実施機関 : (独)科学技術振興機構

対象者 : 大学・TLO等における研究成果の特許化支援  
 大学・TLO等の外国出願関連の費用支援と目利きの支援

詳細はこちら

<http://www.jst.go.jp/tt/pat/main.html>

#### 独立行政法人中小企業基盤整備機構(平成20年度)

事業名 : 事業化助成金

実施機関 : 中小企業基盤整備機構

助成対象者 : 創業者、個人事業者、中小企業者、企業組合、協業組合

助成対象事業：以下の(1)~(5)のいずれかに該当するもので、本助成金による助成期間完了後、2年以内に事業化が達成できるもの。本事業は『事業化』を対象とした助成金です。

新製品・新技術の開発成果を事業化する事業

革新的な方法で商品やサービスを提供する事業

上記に付帯する外国特許等出願事業

の事業と の事業の双方を行う事業

の事業と の事業の双方を行う事業(国内出願、外国出

願費用が含まれる)

助成金額：上記の対象事業に応じて、下記の金額となります。

100万円～500万円

100万円～500万円

100万円～300万円

の助成金額に最大300万円を上乗せ

の助成金額に最大300万円を上乗せ

助成率：助成対象と認められる経費の1/2以内の額

(原則として、事業完了後の助成金の交付となりますので、助成事業期間中は借入金等で必要な資金を自己調達する必要があります。)

募集期間：平成20年5月7日(水)～平成20年6月6日(金)17時

詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/venture/grant/index.html>



まずは誰かに相談に乗ってほしい!

### (1) 関東経済産業局 特許相談室

特許・実用新案・意匠・商標の制度や出願・登録の手続きなどについて一般的な相談を受け付けています。

- ・所在地 : さいたま市中央区新都心1-1  
さいたま新都心合同庁舎1号館 9階
- ・相談窓口 : 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
9:00～12:00、13:00～17:00
- ・電話 : 048-600-0319
- ・ホームページ : <http://www.kanto.meti.go.jp/sodan/tokkyosodan/index.html>

### (2) 独立行政法人工業所有権情報・研修館 相談部

特許・実用新案・意匠・商標の出願などについて一般的な相談を受け付けています。

- ・所在地 : 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁2階
- ・相談窓口 : 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
9:00～17:45(受付は17:30まで)
- ・電話 : 03-3581-1101(内線2121～2123)
- ・ホームページ : <http://www.inpit.go.jp/consul/window/index.html>

### (3) 知的所有権センター

知的所有権センターは、各都県に設置され、地域の利用者に対する特許情報の利用及び発信の基地として、中小企業などの技術開発を支援しています。各センター(一部を除く)において、特許情報の検索・閲覧、特許情報の利用などについて無料相談やアドバイスを行っています。なお、各センター(一部を除く)には、特許情報活用支援アドバイザー、特許流通アドバイザーが配置されており、特許情報の利用、特許流通などについて相談に応じています。

- ・ホームページ : <http://www.jpo.go.jp/torikumi/chiteki/chiran.htm>

#### (4)日本弁理士会 知的財産支援センター

「特許・意匠・商標なんでも110番」と称して無料相談を実施しています。特許・実用新案・意匠・商標の出願手続き、調査、鑑定、異議申立、訴訟、諸外国の制度や知的財産全般について、弁理士が相談を受け付けています(事前予約制)。

- ・所在地 : 東京都千代田区霞が関3-4-2 弁理士会館1階
- ・相談窓口 : 月~金曜日(祝日・年末年始を除く)  
10:00~12:00、14:00~16:00(事前予約制)
- ・電話 : 03-3519-2707
- ・ホームページ :  
[http://www.jpaa.or.jp/consultation/commission/free\\_advisement/](http://www.jpaa.or.jp/consultation/commission/free_advisement/)

#### (5)社団法人発明協会 特許 "ひらめ木"

特許庁の委託を受け、発明協会の各支部の窓口での相談や、弁理士による無料相談会を開催しています。また、出願アドバイザーによる電子出願の相談も行っています。

- ・ホームページ : <http://www.hirameki.jiii.or.jp/>

#### (6)中小企業・ベンチャー総合支援センター

独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)に設置されている、中小企業・ベンチャー総合支援センター(関東支部)では、中小企業の経営課題の解決のための様々な支援を行っています。知的財産の戦略的活用方法、国際的権利の取得、訴訟への対応方法も含めた総合的な知的財産戦略のアドバイスをを行います。なお、窓口相談は事前申込が必要です。

窓口相談の事前申込についてはホームページをご参照ください。

- ・ホームページ : <http://www.smrj.go.jp/kanto/manage/consult/014772.html>

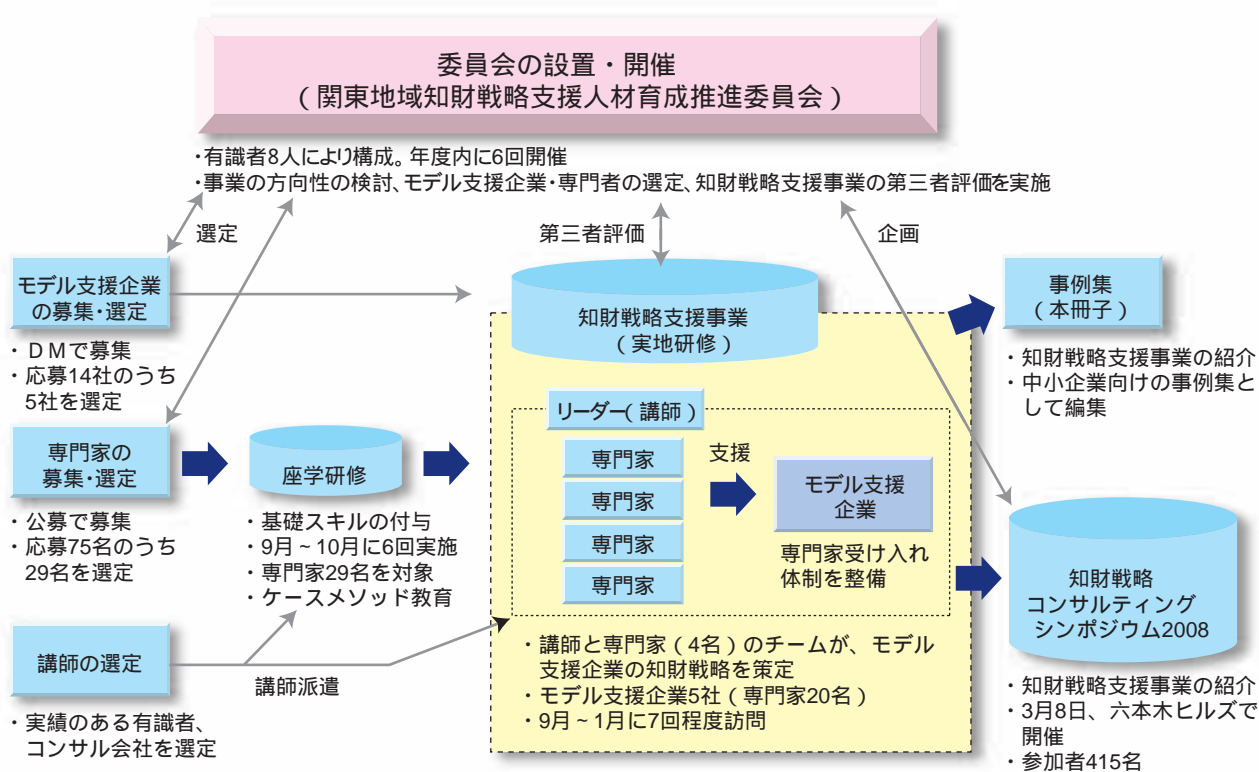
本事例集に収録されている事例は、関東経済産業局「平成19年度地域知財戦略支援人材育成事業」の一環として実施された「知財戦略支援事業」の成果です。

本事業は、法律、技術、経営等の専門家を対象として、中小企業に対する知財戦略の支援を行うための専門家を育成すること、また、専門家の人材育成スキームの中で中小企業(モデル支援企業)の知財戦略の策定を支援することを目的として実施されました。

平成19年度は関東地域におけるモデル支援企業5社に対して、知財戦略コンサルティング会社をリーダー(講師)として専門家4名によるコンサルティングチームがそれぞれ組成され、9月から翌年1月にかけて具体的なコンサルティングを行いました。

本事業の成果は、平成20年3月8日に開催された「知財戦略コンサルティングシンポジウム2008」(開催場所:六本木ヒルズ)にて紹介されるとともに、事例集(本冊子)として取りまとめられました。

#### 平成19年度 地域知財戦略支援人材育成事業の概要



本事業では中小企業の知財戦略や知財人材の育成に詳しい有識者による委員会( 関東地域知財戦略支援人材育成推進委員会 )を設置・開催し、事業の方向性の検討、知財戦略支援の第三者評価等を行いました。

#### 関東地域知財戦略支援人材育成推進委員会委員

氏名	所属
扇谷 高男	独立行政法人工業所有権情報・研修館 人材開発統括監
奥山 哲哉	合資会社イノベーション21 代表
鮫島 正洋 (委員長)	内田・鮫島法律事務所 弁護士 弁理士、東京工業大学 特任教授
塩原 雅美	根本特殊化学株式会社 技術開発センター 知的財産室長 主任研究員
妹尾 堅一郎	東京大学 国際・産学共同研究センター 客員教授、 特定非営利活動法人 産学連携推進機構 理事長
宗定 勇	日本知的財産協会 専務理事
土生 哲也	土生特許事務所 所長 弁理士
山中 唯義	株式会社ベンチャーラボ 代表取締役

2008年3月発行

企画 : **関東経済産業局 地域経済部 特許室**  
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1  
さいたま新都心合同庁舎1号館9階  
TEL:048-600-0239 FAX:048-601-1287

監修 : **土生特許事務所 土生哲也**  
URL:<http://www.ipv.jp/>

編集 : **MIZUHO** **みずほ情報総研株式会社**  
社会経済コンサルティング部  
サイエンスソリューション部  
情報・コミュニケーション部  
〒101 - 8443 東京都千代田区神田錦町2 - 3  
TEL:03-5281-5406 FAX:03-5281-5443